

農家の皆様へ

## 米の放射性物質検査を実施します

県は、平成24年産米の安全性を確認するため、米を作付けしている県内全ての市町村において、国・市町村及び生産者団体等と連携し、放射性物質の検査を実施します。

昨年との相違点：①予備調査はありません。(収穫後の本調査のみ)

②地域によっては、検査点数が大幅に多くなります。

米の放射性物質検査へのご協力をお願いします。

## ！ 米の出荷自粛をお願いします

農家の皆様には、県が行う昭和25年当時の旧市町村ごとの検査結果が出るまで、米の出荷・販売・譲渡及び贈答をしないで下さい。

昭和25年当時の旧市町村ごとに行われる検査の結果、米の安全性が確認できるまで、米の出荷・販売・譲渡及び贈答をしないようお願いいたします。

出荷自粛が解除されるまで、収穫した米は、旧市町村ごとに(属地で)区分して保管してください。

出荷自粛の解除は、県が行う検査結果に基づき、実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

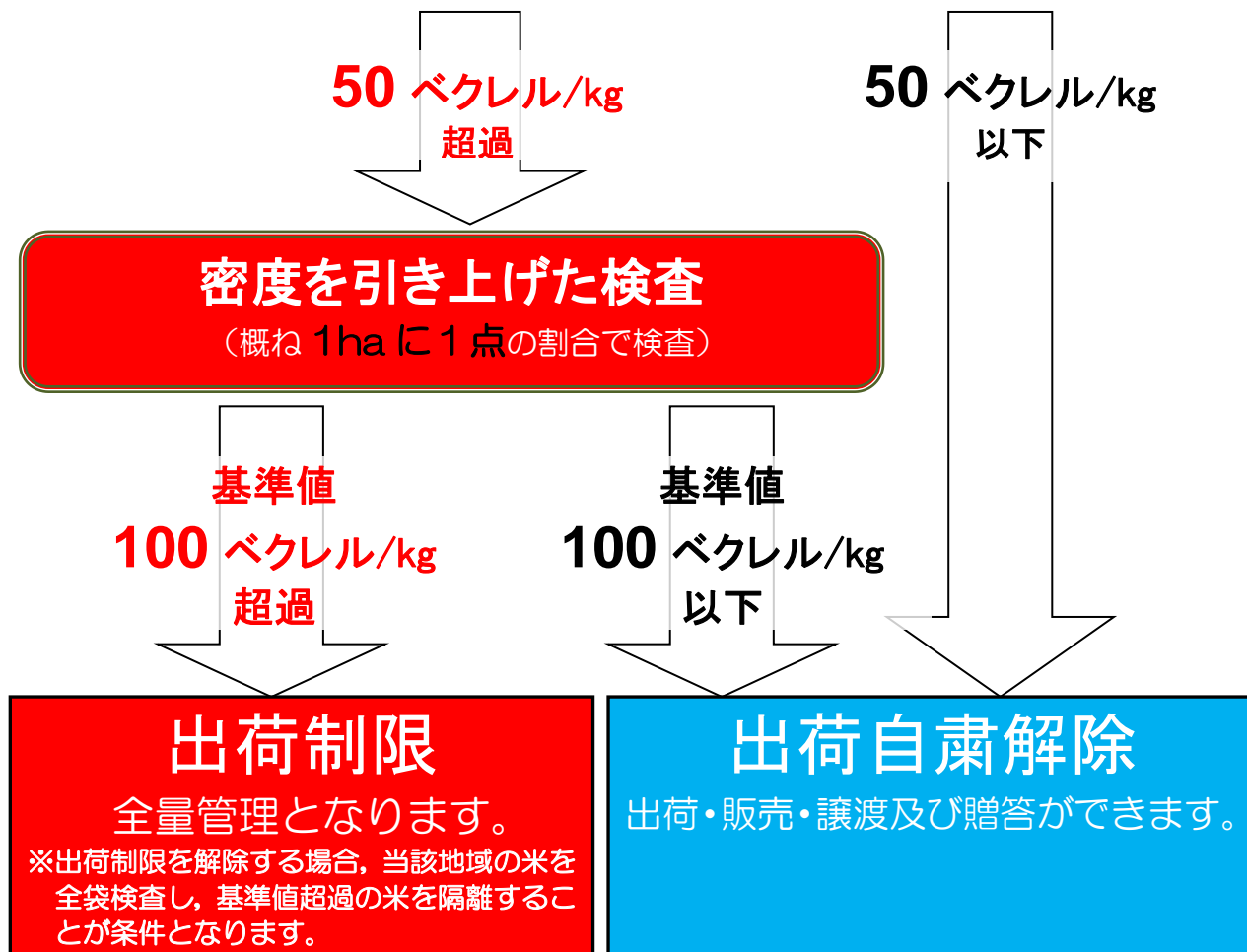
検査結果は、速やかに県のホームページ上において公表するなど、農家の皆様に対して、速やかにお知らせします。

### 【米の放射性物質検査に関するお問い合わせ先】

- 宮城県農産園芸環境課 022-211-2841
- 各地方振興事務所等（農業(林)振興部、農業改良普及センター）
- 各市町村、JA

## ■ 検査の流れ

# 収穫後検査 (旧市町村によって検査密度が異なります)



### 【農業者戸別所得補償制度に加入している皆さまへ】

- 農業者戸別所得補償制度に加入している方で、以下に該当する場合は、交付金を受けるために手続きを行ってください。
  - ◇ 農地利用集積円滑化事業により、平成 24 年 3 月 1 日以降、新たに面的集積するため、利用権を設定した場合  
(規模拡大加算：2万円/10a、申請期限：平成 25 年 2 月末)
  - ◇ 集落営農組織を法人化する場合(平成 25 年 3 月 10 日まで申請された方)  
(集落営農の法人化支援：定額 40 万円)  
※法人化に向けた各種研修会等に積極的に参加してください。
- 新規需要米や加工用米の取組を行う場合、主食用米への横流れ防止措置を遵守してください。
- くわしくは、地域協議会(市町村、JA)、県、東北農政局にお問い合わせください。